

No.3

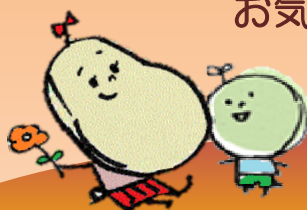
2017.11

武蔵野グループの皆様へ

裏面は、
【今月のコラム】
相続時精算課税
制度をご存知で
すか？

お住まいのお悩み ございませんか？

宅地建物取引士や一級建築士のスタッフが、
お客様にあったご提案をさせていただきます。
お気軽にご相談ください。



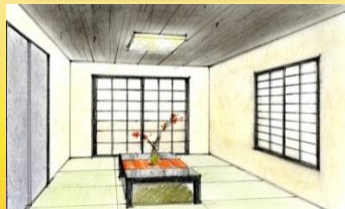
戸建から駅近く
のマンションに
住み替えたい



親の近所で
家を探したい



自宅を売却したい
けどどうすればい
いの？



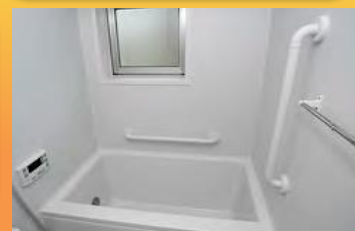
使っていない部屋
を活用したい



部屋をスッキリ
片づけたい



リフォームの
ポイント・注意点
を知りたい



 株式会社 武蔵野ハウジング

所在地: 埼玉県朝霞市西原1-1-28ガウスビル5階
FAX: 048-487-1161 (株武蔵野スポーツレジャー事業部様と同じフロア)

Facebookもチェック



お問い合わせフォーム
(弊社ホームページ)



048-474-2555

 (担当/土屋)

定休日(土・日・祝日)は **090-4004-8769** (担当/古澤) にご連絡ください。

(受付時間/9:00~17:00、*お問い合わせの際は「チラシを見た」とお伝えください。)



相続時精算課税制度をご存知ですか？

贈与税の課税制度は2種類あり、そのうち、相続時精算課税制度は、ご自宅の購入などの際に活用されている制度です。制度の違いやメリット・デメリットを知って、自分にあった制度を活用しましょう。

2つの制度の比較

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者 (贈与をする人)	誰でも	60歳以上の親または祖父母
受贈者 (贈与を受ける人)	誰でも	20歳以上の子または孫
選択	不要	贈与者・受贈者ごとに選択
適用手続き	年間の受取額が110万円を超える場合 申告が必要	贈与をした年の翌年2月1日～3月15日に 「相続時精算課税選択届書」を提出
控除額	基礎控除額 年110万円	特別控除額 通算2,500万円 (贈与者ごとに)
税率	110万円を超えた分10%～55%	2,500万円を超えた分一律20%

こんな人が活用しています

- 住宅購入・建替え・リフォーム工事などでまとまったお金が必要になる方。
- 子供の教育費がかかる方。 など

メリット・デメリット

メリット

- ① 一度に多額の贈与ができる
たとえば、この制度を利用して両親から贈与を行う場合、合わせて5000万円の財産を生前に贈与することができます。
- ② 納税を先延ばしすることができる
この制度を利用すれば、贈与者が亡くなるまで、納税を先延ばしすることができます。しかも、この制度を利用して贈与した分も含めた財産総額が、相続税の基礎控除の範囲内であれば、相続税を納める必要もありません。

デメリット

- ① 一度選択したら変更できない
最初の贈与の際に申請をしたら、その後暦年課税に変更することはできません。
- ② 小規模宅地の特例が受けられない
小規模宅地の特例とは、床面積など一定の条件を満たす個人の自宅などに対して、相続時の評価を減らせるという制度です。そのため、生前に贈与を受けたものに関しては、減額を受けることができません。

オーダー家具・作り付け家具のご依頼承ります。



チラシの内容に関するお問い合わせは
048-474-2555まで



価格変更致しました

ダイアパレス・ラ・スタシオン上福岡

東武東上線「上福岡」駅
徒歩2分、3LDK
7階 南西角住戸
専有面積：65.72㎡
販売価格

2,050万円

※建物本体の価格です。
別途仲介手数料等が掛かります。

